

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
第 30 期横浜市児童福祉審議会 保育部会
委員名簿

【敬称略 50 音順（委員及び臨時委員ごと）】

＜横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会＞

◎：部会長 ○：職務代理者

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	
2	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	村田 由夫	
3	東京家政大学家政学部児童学科 教授	◎増田 まゆみ	
4	聖徳大学・聖徳大学教職大学院 兼任講師	赤坂 榮	臨時委員
5	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
6	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	○神長 美津子	臨時委員
7	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	菊池 朋子	臨時委員
8	よこはま一人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	臨時委員
9	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	長谷山 景子	臨時委員
10	中小企業診断士	平松 道弘	臨時委員
11	横浜市 P T A 連絡協議会 書記	丸山 智美	臨時委員

＜第 30 期横浜市児童福祉審議会 保育部会＞

◎：部会長 ○：副部会長

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	○神長 美津子	
2	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	菊池 朋子	
4	よこはま一人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	
5	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	長谷山 景子	
6	東京家政大学家政学部児童学科 教授	◎増田 まゆみ	
7	横浜市 P T A 連絡協議会 書記	丸山 智美	
3	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	村田 由夫	
8	聖徳大学・聖徳大学教職大学院 兼任講師	赤坂 榮	臨時委員
9	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
10	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	臨時委員
11	中小企業診断士	平松 道弘	臨時委員

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
 児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名	
部長	子育て支援部長	宮本 正彦	
	保育対策等担当部長	吉田 隆彦	
課長	子育て支援課長	齋藤 真美奈	
	保育・教育運営課長	武居 秀顕	
	保育・教育運営課 運営指導等担当課長	石田 登	
	保育・教育運営課 給付・支給認定担当課長	青木 正博	
	保育・教育運営課 保育運営担当課長	古石 正史	
	保育・教育人材課 幼・保・小連携担当課長	金子 正人	
	保育対策課長	金高 隆一	
	保育対策課担当課長	岡本 今日子	
	保育対策課担当課長	片山 久也	
	こども施設整備課長	山本 淳一	
	企画調整課長	渋谷 昭子	
	企画調整課 子ども・子育て支援新制度担当課長	福嶋 誠也	
	係長	保育・教育運営課 運営調整係長	鎌田 学
		保育・教育運営課 運営指導係長	遠藤 和宏
保育・教育運営課 支給認定・利用調整担当係長		片岡 翔太	
保育・教育人材課 担当係長		島田 恵	
保育対策課 担当係長		真舘 裕子	
保育対策課 担当係長		澤田 亮仁	
保育対策課 担当係長		菊池 仁	
保育対策課 担当係長		中島 こずえ	
こども施設整備課 担当係長		水野 文彬	
こども施設整備課 整備等担当係長		畠山 久子	
こども施設整備課 整備等担当係長		鈴木 総一郎	
こども施設整備課 整備等担当係長		永山 智文	
こども施設整備課 整備等担当係長		里居 真一	
こども施設整備課 整備等担当係長		三堀 浩平	
企画調整課 子ども・子育て支援新制度担当係長		渡辺 貴士	
企画調整課 子ども・子育て支援新制度担当係長		原 弘岳	

○横浜市子ども・子育て会議条例

平成25年3月27日

条例第18号

改正 平成26年9月25日条例第59号

平成27年2月25日条例第12号

横浜市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第77条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(平26条例59・平27条例12・一部改正)

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(平26条例59・全改、平27条例12・一部改正)

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者そ

の他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(平26条例59・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条

第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平27条例12・旧附則・一部改正)

(委員の任期の特例)

2 第3条第2項の規定により平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日から平成28年10月31日までとする。

(平27条例12・追加)

附 則 (平成26年9月条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項の規定によりその権限に属さ

せられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則（平成27年2月条例第12号） 抄
（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。
ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

（施行の日＝平成27年4月1日）

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企 1019 号(局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(部会)

第 2 条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。

(会議の公開)

第4条 横浜市の有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、子育て会議（部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長又は部会長は、子育て会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市児童福祉審議会条例

〔平成12年 2月25日〕
〔 条 例 第 5 号 〕

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。
横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成12年10月31日までとする。

附 則（平成17年12月条例第117号）抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 27 年 3 月 12 日 こ企第 1031 号（局長決裁）

（総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

（臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 その他、保育に関する事。(他の附属機関が所掌するものを除く)
児童部会	1 児童福祉施設 (他の部会で所管するものを除く。) の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 10 号関係) 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。(第 8 項第 2 号関係) 3 児童の一時保護に関する事。(第 8 項第 3 号関係) 4 その他、児童の処遇に関する事。
障害児部会	1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 9 号関係)

	2 その他、障害児の福祉に関すること。
放課後部会	1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関すること 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関すること（第8項第11号関係）
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等（第8項第4号及び第5号関係）

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱（昭和61年6月制定）第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年7月政令第224号）第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関すること（児童福祉法第34条の15第4項関係）
 - (7) 保育所の設置認可に関すること（児童福祉法第35条第6項関係）
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること（児童福祉法第8条第2項関係）
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること（児童福祉法第8条第2項関係）
 - (10) 児童福祉施設（第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること（児童福祉法第8条第2項関係）
 - (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第49号）第4条第1項に規定する事項
- 9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。
- 10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成12年6月制定）第4条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。
- 11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

(委員長又は部会長の専決事項)

第5条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第1項の規定は、第4条第8項について、部会長に準用する。

(会議の傍聴手続等)

第6条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(守秘義務)

第7条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 横浜市児童福祉審議会運営要綱(昭和31年11月1日制定)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和57年7月1日から施行し、改正後の規定は昭和57年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年11月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年10月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年12月21日から施行し、平成18年12月1日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育に関する 「量の見込み」の中間見直しについて

1 保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」の見直しについて

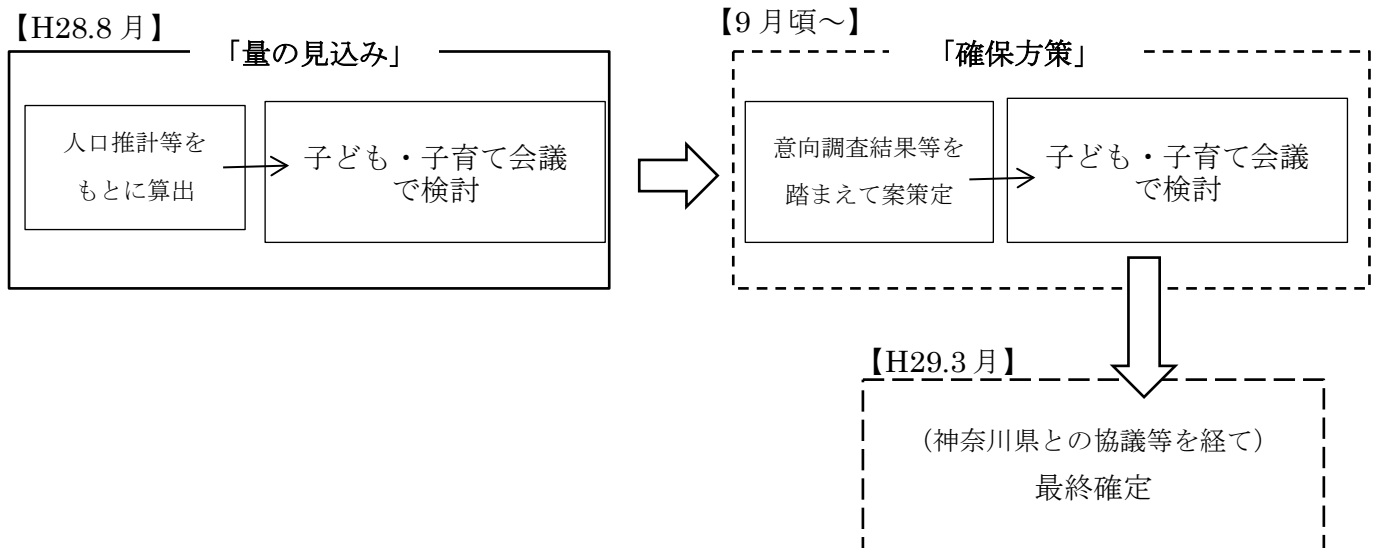
子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成 27 年度～31 年度、以下「事業計画」）については、中間年を目安に見直すこととしています。計画のうち、保育・教育に関する「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する整備量と実施時期）については、各年度の計画を年度当初（4 月 1 日）の値で設定していることから、今年度に見直しを行います。

《参考》

各年度の計画を当該年度の末日（3 月 31 日）の値で設定している地域子ども・子育て支援事業（13 事業）については、平成 29 年度（来年度）が中間年に該当するため、来年度に「量の見込み」及び「確保方策」の見直しを行います。

(1) 見直しの全体の流れ

事業計画の見直しにあたっては、以下の手順で進めます。



- 保育（2・3号認定）に関する「量の見込み」についての審議：8月2日（本日）
- 教育（1号認定）に関する「量の見込み」についての審議：8月末頃（次回）
- 保育・教育に関する「確保方策」についての審議：9月中旬以降

(2) 見直しの範囲について

今回の中間見直しでは、29年度（4月1日時点）を起点として、30年度と31年度の「量の見込み」及び「確保方策」（29年度中と30年度中に必要な整備量）を設定します。

なお、次期事業計画（計画期間：平成32～36年度）については、30年度から策定に向けた検討を行う予定です。

(3) 「量の見込み」の算出方法について

事業計画における「量の見込み」は、「就学前児童数」（推計人口）に、市民ニーズ調査結果に基づく「ニーズ割合」を乗じて、算出しています。

$$\boxed{\text{「量の見込み」} = \text{「就学前児童数」} \times \text{「ニーズ割合」}}$$

《参考》横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（市民ニーズ調査）概要

○調査実施時期

平成25年7月26日～30日 対象者あて発送
8月23日 調査回答期限

○抽出世帯数

- ・未就学児調査：65,590世帯
 - ・小学生調査：66,190世帯
- 【合計】131,780世帯

○調査回収状況

- ・未就学児調査：回収数31,374世帯（回収率47.8%）
 - ・小学生調査：回収数28,718世帯（回収率43.4%）
- 【合計】回収数60,092世帯（回収率45.6%）

2 就学前児童数について

当初計画における就学前児童数については、平成 22 年度の国勢調査結果に基づいて本市が平成 24 年度に算出した人口推計（以下、「元推計」）を、独自に補正（※）したものを使用しています。

※補正内容：計画策定当時の直近 3 年間（平成 24～26 年）の就学前児童数実数と元推計の差異平均（0～5 歳全体で実数の方が 2,712 人多い）を各年度の元推計に加算

（1）実態

当初計画における就学前児童の推計人口と実態との乖離（推計人口<実態）が、27 年 4 月で 1,610 人、28 年 4 月で 2,926 人となっています。

そのため、あらためて人口を推計したうえで、中間見直しに反映することとします。

<就学前児童数の当初計画及び実績（全市）>

単位：人

	27 年度	28 年度
当初計画	185,985	182,638
実績	187,595	185,564
差	1,610	2,926

なお、当初計画における推計人口と実態との乖離は、0 歳児人口が当初計画よりも増加（27 年度で 1,617 人、28 年度で 1,705 人）している影響が大きく、その主な要因としては、合計特殊出生率が上昇していること（※）、女性の人口（15～49 歳）が元推計よりも多いこと（27 年度で約 10,000 人、28 年度で約 7,000 人）などが考えられます。

※元推計では、25 年をピークに合計特殊出生率が下降する（25 年：1.302→26 年：1.299）と仮定していましたが、実際には逆に上昇（25 年：1.31→26 年：1.34）しています。

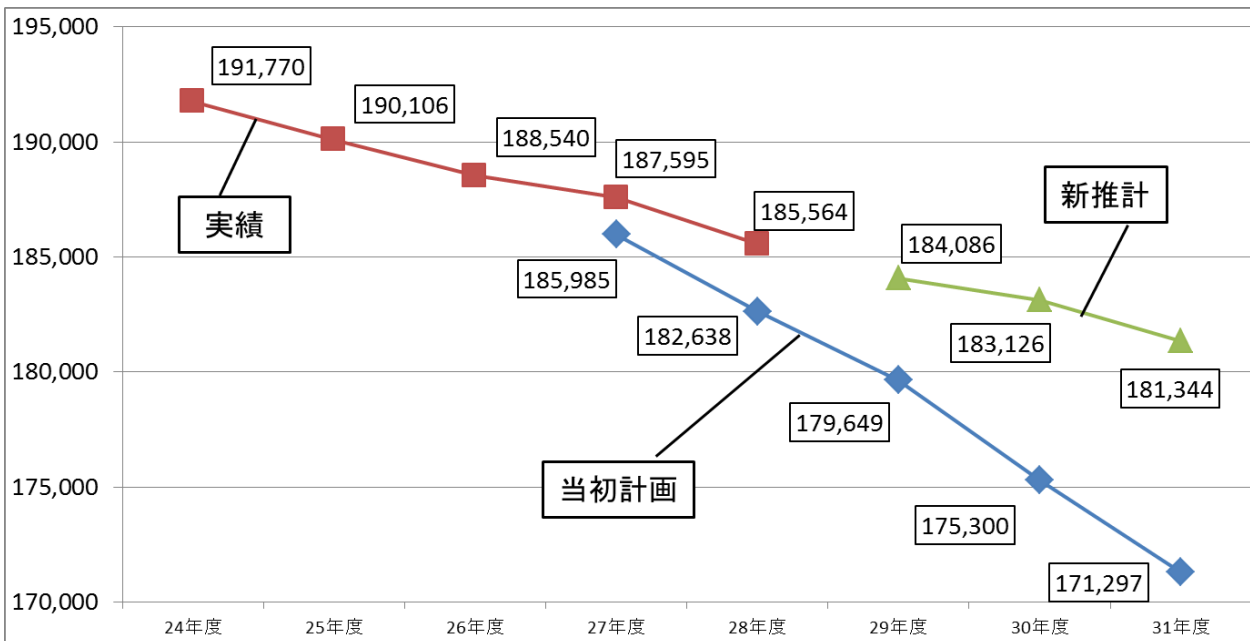
(2) 新たな人口推計結果

過去の実績を踏まえた合計特殊出生率や親世代の人口動態、子どもの生存率、社会移動率等をもとに、あらためて推計した就学前児童数（全市）は、以下のとおりです。

就学前児童数が減少する傾向は変わらないものの、減少の程度が当初計画よりも緩やかになり、計画の最終年度（31年度）には、当初計画比で約10,000人増となる見込みです。

<就学前児童の推計人口（全市）> 単位：人

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
当初計画	185,985	182,638	179,649	175,300	171,297
実績	187,595	185,564	—	—	—
新推計	—	—	184,086	183,126	181,344



3 ニーズ割合について

事業計画におけるニーズ割合については、市民ニーズ調査の結果に基づいて算出した「潜在需要も含めた値」を、5か年の計画最終年度（31年度）の到達点としたうえで、5年の間に段階的にニーズが顕在化していくという仮定のもと、設定しています。

(1) 実態

全市・0－5歳全体でのニーズ割合は、概ね計画どおり（28年度で0.3%の差）となっています。区・年齢区分によって、ニーズ割合の顕在化の程度に差があり、既に計画期間における到達点である31年度の値を超えている場合もあります。

<当初計画における保育に関するニーズ割合（全市・0－5歳）>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
当初計画（※）	34.5%	36.9%	38.0%	39.4%	40.9%
実績	34.4%	37.2%	—	—	—
差	▲0.1%	0.3%	—	—	—

※27～30年度のニーズ割合については、各年度の「量の見込み」を当該年度の推計人口で除した計算値

(2) 中間見直しにおけるニーズ割合について（案）

全市・0－5歳全体としてのニーズ割合の実績は当初計画と概ね一致しています。そのため、原則としてニーズ割合は当初計画から変更しないこととします。ただし、既に計画期間における到達点である31年度の値を超えている場合には、「28年度の実績値」を「31年度の計画値」として補正します。

4 中間見直しにおける「量の見込み」について（案）

今回の見直しでは、29年度（4月1日時点）を起点として、30年度と31年度の「量の見込み」及び「確保方策」（29年度中と30年度中に必要な整備量）を設定します。

（1）29年度の設定値（起点）について

29年度は中間見直しの起点であり、計画最終年度の31年度に向けた必要整備量をより正確に算出するうえで、できるかぎり実態に近い値で設定するため、28年4月時点の既整備量（66,695）に28年度における整備見込量（3,018）を合算した数（69,713）とします。

なお、28年度における整備見込量（3,018）は、直近の保育所等申込者数や保留児童数、既存施設の利用状況等を踏まえ、地域ごとに整備量を算出して見込んでいるものです。

（2）31年度の「量の見込み」（到達点）について

「あらためて推計した31年度の就学前児童数」に「ニーズ割合（一部補正）」を乗じて算出した結果（74,693）を31年度の「量の見込み」（到達点）とします。

（3）30年度の「量の見込み」について

潜在的なニーズが徐々に顕在化するという仮定のもと、29年度の設定値（起点）と31年度の「量の見込み」（到達点）の中間値に設定します。

<保育に関する「量の見込み」中間見直し案（全市・0－5歳）【暫定値】>

単位：人

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
当初計画	64,106	67,443	68,291	69,138	69,986
既整備量	63,783	66,695	69,713 (見込み)	—	—
見直し案	—	—	—	72,217	74,693

各年度4月1日現在

横浜市支給認定及び利用調整に関する基準における
介護事由のランク判定について

1 趣 旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における保育の利用については、児童福祉法第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項に基づき、市町村が利用調整を実施しています。

この度、「親族の介護」により保育を必要とされているご家庭の利用調整基準に関して、見直しの考え方をまとめましたので、ご意見をいただきたいと考えています。

2 見直しの考え方

現行基準の「親族の介護」が3区分となっており、「居宅外労働」の6区分等と比較して、各ランクの適用要件が限定的となっているものを見直します。

- ・ Aランクの「重度心身障害者（児）」の定義が不明確であるため、「重症心身障害児（者）」に改めます。また、臥床者・重症心身障害児（者）と同程度の障害等があると認められる場合も適用要件とします。
- ・ 「重度障害者（児）、またはそれと同程度の障害等があると認められた者の介護等を行う場合」として、新たにBランクを設置し、3区分から4区分に細分化します。
- ・ あわせて、調整指数の「心身障害者」を「障害者」に改めます。

3 横浜市支給認定及び利用調整に関する基準の改正（案）

別表2 利用調整基準 ※一部抜粋

項目	現行	改正（案）
4 親族の介護	臥床者・重度心身障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が困難な場合。	A 臥床者・ <u>重症心身障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護</u> や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が困難な場合。
		B <u>重度障害者（児）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が困難な場合。</u>
	病人や障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 28 時間以上保育が困難な場合。	C 病人や障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 28 時間以上保育が困難な場合。
	病人や障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 16 時間以上 28 時間未満保育が困難な場合。	F 病人や障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 16 時間以上 28 時間未満保育が困難な場合。

別表3「調整指数一覧表」 ※一部抜粋

項目	現行			改正（案）		
世帯の状況	保護者が身体障害者手帳1, 2級・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳1, 2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる心身障害者の場合。	5	元のランクの類型が「障害」以外のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限ります	保護者が身体障害者手帳1, 2級・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳1, 2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる <u>障害者</u> の場合。	5	元のランクの類型が「障害」以外のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限ります
	保護者が身体障害者手帳1, 2級・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳1, 2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる心身障害者の場合。	3	元のランクの類型が「障害」のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限ります。	保護者が身体障害者手帳1, 2級・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳1, 2級の一つに該当する場合。又はそれと同程度の障害があると認められる <u>障害者</u> の場合。	3	元のランクの類型が「障害」のときのみ加点します。障害者手帳等証明資料がある場合に限ります。

※下線部が改正部分

4 適用時期

平成29年4月入所の利用調整から適用する予定です。

利用調整の優先順位（改正案の反映後）

(基準の考え方)		
※ ランクは、ABCDEFGHIの順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Iの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※ 1「その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
ランク	父・母が保育できない理由、状況	
A	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。
	病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。
	障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、愛の手帳(療育手帳)の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
	親族の介護	臥床者・重症心身障害児(者)、またはそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が困難な場合。
	災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。
B	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月20日以上かつ就労時間1週40時間以上の労働に従事している。
	障害	身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。
	親族の介護	重度障害者(児)、またはそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が困難な場合。
C	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月20日以上かつ就労時間1週35時間以上40時間未満の労働に従事している。
	病気・けが	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。
	親族の介護	病人や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が困難な場合。
D	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月16日以上かつ就労時間1週24時間以上の労働に従事している。
E	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上24時間未満の労働に従事している。
	病気・けが	通院加療を行い、月16日以上かつ1週16時間以上の安静が必要で保育が困難な場合。
	障害	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。
	通学	就職に必要な技能習得のために1日4時間以上かつ月16日以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。
F	居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上28時間未満の労働に内定している。
	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月16日以上かつ就労時間1週28時間以上の労働に内定している。
	親族の介護	病人や障害者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週16時間以上28時間未満保育が困難な場合。
G	居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月16日以上かつ就労時間1週16時間以上28時間未満の労働に内定している。
	産前産後	出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。
H	求職中	求職中。
I	市外在住	横浜市外に在住している場合(転入予定者は除く)。
※1	その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。

